

V 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2024年度	2025年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	8,976,678	8,869,544
うち、出資金及び資本準備金の額	5,011,137	4,800,590
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,090,328	4,232,202
うち、外部流出予定額 (△)	—	17,418
うち、上記以外に該当するものの額	△ 124,787	△ 145,830
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	9,052	10,511
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	9,052	10,511
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	8,985,731	8,880,056
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,463	9,217
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,463	9,217
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	32,026
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	32,026
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9,463	41,243
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	8,976,268	8,838,812
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	60,817,793	60,976,277
資産（オン・バランス）項目	60,797,801	60,954,661
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,249,965	2,115,927
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	63,067,758	63,092,204
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	14.23%	14.00%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
- 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

信用リスク・アセット		2024年度			2025年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		725,031	—	—	639,522	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		7,873,328	—	—	10,069,426	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		2,858,121	—	—	3,323,451	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—	—	—	—
地方三公社向け		—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		160,971,505	32,194,301	1,287,772	149,442,254	29,888,450	1,195,538
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		471	471	18	—	—	—
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		1,167,763	650,098	26,003	1,381,320	871,615	34,864
（うちトラザクター向け）		16,920	7,614	304	30,980	13,941	557
不動産関連向け		868,726	399,993	15,999	818,496	377,287	15,091
（うち自己居住用不動産等向け）		401,635	120,047	4,801	376,336	112,229	4,489
（うち賃貸用不動産向け）		467,090	279,945	11,197	442,160	265,058	10,602
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		326,158	178,244	7,129	296,998	137,345	5,493
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		10,700	9,699	387	9,498	8,611	344
取立未済手形		16,249	3,249	129	16,004	3,200	128
信用保証協会等による保証付		11,610,388	1,146,552	45,862	11,455,745	1,133,494	45,339
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
株式等		805,159	805,159	32,206	805,390	1,047,007	41,880

上記以外	14,724,138	25,430,021	1,017,200	16,462,972	27,509,262	1,100,370
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,477,110	16,192,775	647,711	6,477,110	16,192,775	647,711
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	660,145	1,650,364	66,014	887,083	2,217,709	88,708
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	7,586,882	7,586,882	303,475	9,098,778	9,098,778	363,951
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマニテート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	201,957,742	60,817,793	2,432,711	194,721,084	60,976,277	2,439,051
CVAリスク相当額 ÷ 8%（簡便法）	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	201,957,742	60,817,793	2,432,711	194,721,084	60,976,277	2,439,051
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式・標準的方式＞	マーケット・リスク相当額 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	マーケット・リスク相当額の 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
	—	—	—	—	—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
	2,249,965	89,999	2,115,927	84,637		
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	リスク・アセット等（分母）計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%	所要自己資本額 b = a × 4%
	63,067,758	2,522,710	63,092,204	2,523,688		

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024年度	2025年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,249,965	2,115,927
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	89,998	84,637
B I	1,499,977	1,410,618
B I C	179,997	169,274

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーティーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		2024年度					2025年度				
		信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残高	うち貸出金 等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞エク スポー ジャー
国	内	201,957,742	16,690,889	7,873,328	—	336,858	194,721,084	17,152,757	10,069,426	—	306,497
国	外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		226,594,305	17,381,017	5,087,138	—	221,954	194,721,084	17,152,757	10,069,426	—	306,497
法人	農業	962,575	918,193	—	—	133,561	871,725	830,050	—	—	125,843
	林業	1,298	1,298	—	—	—	3,751	3,751	—	—	—
	水産業	65,801	65,801	—	—	61,249	63,569	63,566	—	—	59,576
	製造業	1,732	1,732	—	—	—	1,078	1,078	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	429,353	429,353	—	—	—	403,028	403,028	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,836	2,836	—	—	—	1,944	1,944	—	—	—
	運輸・通信業	9,709	9,709	—	—	—	8,237	8,237	—	—	—
	金融・保険業	167,448,631	16	—	—	16	155,919,364	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	107,305	107,305	—	—	—	115,519	115,519	—	—	900
	日本国政府・ 地方公共団体	10,738,268	2,864,939	7,873,328	—	—	13,398,067	3,328,640	10,069,426	—	—
	上記以外	812,697	7,537	—	—	92,969	815,330	9,940	—	—	66,482
個人		12,296,253	12,282,164	—	—	49,061	12,411,594	12,386,999	—	—	53,694
その他		9,081,279	—	—	—	—	10,707,871	—	—	—	—
業種別残高計		201,957,742	16,690,889	7,873,328	—	336,858	194,721,084	17,152,757	10,069,426	—	306,497
1年以下		162,238,726	1,267,221	—	—	—	150,664,086	1,221,832	—	—	—
1年超3年以下		380,141	380,141	—	—	—	445,569	445,569	—	—	—
3年超5年以下		1,150,197	749,956	400,240	—	—	1,725,610	726,591	999,019	—	—
5年超7年以下		740,062	740,062	—	—	—	782,921	782,921	—	—	—
7年超10年以下		3,019,622	1,316,365	1,703,256	—	—	5,556,171	1,257,259	4,298,912	—	—
10年超		17,594,323	11,824,491	5,769,831	—	—	17,103,164	12,331,668	4,771,495	—	—
期限の定めのないもの		16,834,669	412,650	—	—	—	18,443,560	386,914	—	—	—
残存期間別残高計		201,957,742	16,690,889	7,873,328	—	—	194,721,084	17,152,757	10,069,426	—	—

（注）

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

V 自己資本の充実の状況

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

区 分	2024年度					2025年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	7,372	9,052	—	7,372	9,052	9,052	10,511	—	9,052	10,511
個 別 貸 倒 引 当 金	199,362	176,242	181	199,181	176,242	176,242	172,528	1,013	175,229	172,528

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分		2024年度						2025年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		199,362	176,242	181	199,181	176,242		176,242	172,528	1,013	175,229	172,528	
国 外		—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計		199,362	176,242	181	199,181	176,242		176,242	172,528	1,013	175,229	172,528	
法人	農業	124,834	108,971	—	124,834	108,971	—	108,971	102,593	—	108,971	102,593	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	42,050	40,778	—	42,050	40,778	—	40,778	40,138	—	40,778	40,138	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・ 地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	16,842	—	—	16,842	—	16,842	14,607	—	16,842	14,607	—
個 人		32,477	9,650	181	32,477	9,468	—	9,650	15,189	1,013	8,636	15,189	—
業種別計		199,362	176,242	181	199,362	176,061	—	176,242	172,528	1,013	175,229	172,528	—

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：千円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	2024年度						2025年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	F (=E/(C+D))	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		リスク・ウェイトの加重平均値 (%)	F' (=E'/(C'+D'))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
		A	B	C	D	E		A'	B'	C'	D'	E'	
1. 現 金	0	725,883	—	725,883	—	—	—	639,522	—	639,522	—	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	7,873,328	—	7,873,328	—	—	—	10,069,426	—	10,069,426	—	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	2,858,121	—	2,858,121	—	—	—	3,323,451	—	3,323,451	—	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10. 地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	160,971,505	—	160,971,505	—	32,194,301	20	149,442,254	—	149,442,254	—	29,888,450	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12. カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	20~150	471	—	471	—	471	100	—	—	—	—	—	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,134,720	330,425	884,030	33,042	650,098	71	1,334,706	443,278	1,334,706	39,327	871,615	71
（うちトランザクター向け）	45	—	169,200	—	16,920	7,614	45	—	309,800	—	30,980	13,941	45
15. 不動産関連向け	20~150	868,726	—	809,570	—	399,993	49	818,029	—	818,029	—	377,287	49
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	401,635	—	342,994	—	120,047	35	375,869	—	375,869	—	112,229	35
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	467,090	—	466,575	—	279,945	60	442,160	—	442,160	—	265,058	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16. 劣後債権及びその他資本証券等	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	50~150	150,730	1,851	145,411	185	178,244	122	127,178	9,328	127,178	932	137,345	122
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	9,699	—	9,699	—	9,699	100	8,611	—	8,611	—	8,611	100
19. 取立未済手形	20	16,249	—	16,249	—	3,249	20	16,004	—	16,004	—	3,200	20
20. 信用保証協会等による保証付	0~10	11,610,388	—	11,465,519	—	1,146,552	10	11,455,745	—	11,455,745	—	1,133,494	10
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
22. 株式等	250~400	805,159	—	805,159	—	805,159	100	—	—	—	—	—	100
23. 共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—	805,390	—	805,390	—	1,047,007	—
24. 上記以外	100~1250	14,724,138	—	14,724,138	—	25,430,021	173	16,462,972	—	16,462,972	—	27,509,262	173
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	6,477,110	—	6,477,110	—	16,192,775	250	6,477,110	—	6,477,110	—	16,192,775	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	660,145	—	660,145	—	1,650,364	250	887,083	—	887,083	—	2,217,709	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	7,586,882	—	7,586,882	—	7,586,882	100	9,098,778	—	9,098,778	—	9,098,778	100
25. 証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
（うち非STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
26. 再証券化	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28. 未決済取引	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	60,817,793	—	—	—	—	—	60,976,277	—

V 自己資本の充実の状況

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

2024 年度

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）																
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,873,328	-		-		-		-		-		7,873,328					
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-		-		-		-		-		-					
国際決済銀行等向け	-	-		-		-		-		-		-					
	0%	10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の地方公共団体向け	2,858,121	-		-		-		-		-		-		2,858,121			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-		-		-		-		-		-		-			
地方公共団体金融機構向け	-	-		-		-		-		-		-		-			
我が国の政府関係機関向け	-	-		-		-		-		-		-		-			
地方三公社向け	-	-		-		-		-		-		-		-			
	0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計			
国際開発銀行向け	-	-		-		-		-		-		-		-			
	20%	30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	160,971,505	-		-		-		-		-		-		-	160,971,505		
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-		-		-		-		-		-		-	-		
	10%	15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け	-	-		-		-		-		-		-		-	-		
	20%	50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-		-		-		-		471		-		-	-	471	
（うち特定貸付債権向け）	-	-		-		-		-		-		-		-	-	-	
	100%			150%			250%			400%			その他			合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	-			-			-			-			-			-	
株式等	-			-			805,159			-			-			805,159	
	45%			75%			100%			その他			合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	16,920			632,383			76,416			191,353			917,072				
（うちトラザクター向け）	16,920			-			-			-			16,920				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計				
不動産関連向け	-	-	-	-	-	342,994	-	-	-	-	-	-	-				
うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	342,994	-	-	-	-	-	-	-				
うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	466,575	-	-	-	-	-	-				
うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他	合計
不動産関連向け	-			-			-			-			-			-	-
うちその他不動産関連向け	-			-			-			-			-			-	-
	60%					その他					合計						
不動産関連向け	-					-					-					-	
うちその他不動産関連向け	-					-					-					-	
	100%				150%				その他				合計				
不動産関連向け	-				-				-				-				
うちADC向け	-				-				-				-				
	50%			100%			150%			その他			合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	37,746			4,681			103,085			84			145,596				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-			9,699			-			-			9,699				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計						
現金	725,031		-		-		-		-		725,031						
取立未済手形	-		-		16,249		-		-		16,249						
信用保証協会等による保証付	-		11,461,048		-		-		-		11,465,519						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-		-		-		-		-		-						
共済約款貸付	-		-		-		-		-		-						

2025 年度

(単位：千円)

	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	10,069,426	-	-	-	-	-	10,069,426						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	3,323,451	-	-	-	-	-	-	3,323,451					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	149,442,247	-	-	-	-	-	-	7	149,442,254				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	30,980	650,316	283,205	230,440	1,194,941								
（うちトラザクター向け）	30,980	-	-	-	30,980								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	320,655	-	-	-	-	-	-	-	320,655
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	441,763	-	-	-	-	-	441,763	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け うちA D C向け	-	-	-	-									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	37,977	12,224	70,662	93	120,956								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	8,611	-	-	8,611								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	640,276	-	-	-	△ 754	639,522							
取立未済手形	-	-	16,004	-	-	16,004							
信用保証協会等による保証付	-	11,331,155	-	-	3,783	11,334,938							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
共済約款貸付	-	-	-	-	805,390	805,390							

⑧資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト の区分	2024年度				2025年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
1. 40%未満	184,779,346	—	0%	184,335,671	175,626,685	50,000	10%	175,274,340
2. 40%～70%	504,900	169,200	10%	521,305	480,137	309,800	10%	510,721
3. 75%	627,746	139,115	10%	632,383	651,886	65,515	10%	650,316
4. 80%	—	—	0%	—	—	—	10%	—
5. 85%	105,446	—	0%	104,573	101,218	—	—	99,664
6. 90%～100%	96,934	330	10%	91,269	304,167	600	10%	304,040
7. 105%～130%	—	—	0%	—	—	—	—	—
8. 150%	102,900	1,848	10%	103,085	69,730	9,319	10%	70,662
9. 250%	805,159	—	0%	805,159	805,390	—	—	805,390
10. 400%	—	—	0%	—	—	—	—	—
11. 1250%	—	—	0%	—	—	—	—	—
12. その他	1,699	21,781	10%	3,878	1,105	17,370	10%	2,782
合 計	187,024,133	332,276	10%	186,597,326	178,040,322	452,606	10%	177,717,918

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A- または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2024年度			2025年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	82,922	—	—	128,087	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	82,922	—	—	128,087	—	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8 マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、(P. 9) をご参照ください。

10 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	7,282,269	7,282,269	7,282,500	7,282,500
合 計	7,282,269	7,282,269	7,282,500	7,282,500

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：千円)

2024年度			2025年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

2024年度		2025年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：千円)

2024年度		2025年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2024年度	2025年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンデート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、常勤役員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

- 当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。
- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	765	722	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	257	225
3	スティープ化	982	1195		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	361	496		
7	最大値	982	1195	257	225
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	8,883		8,976	